

作成日：1996年09月17日

改訂日：2025年03月14日

## 安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品の名称: ショーボンド シリコーンプライマーC  
会社名: ショーボンドマテリアル株式会社  
住所: 埼玉県川越市芳野台2-8-10  
担当部門: 品質保証課  
電話番号: 049-225-5611 F A X: 049-225-5616  
緊急連絡先: 品質保証課 電話番号: 049-225-5611  
整理番号: シリコーンプライマーC -10

推奨用途及び使用上の制限: 工業用、所定の用途以外には使用しないこと

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性:	引火性液体	区分3
健康に対する有害性:	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分3(麻酔作用)
環境に対する有害性:	水生環境有害性 短期(急性)	区分3
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分3

※記載なきGHS分類区分: 区分に該当しない/分類できない

## GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語: 危険

危険有害性情報: H226 引火性液体および蒸気  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H319 強い眼刺激  
H334 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ  
H336 眠気またはめまいのおそれ  
H402 水生生物に有害  
H412 長期継続的影響により水生生物に有害

## 注意書き

予防策: 熱/火花/裸火/高温のもの のような着火源から遠ざけること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
屋外または換気の良い場所で使用すること。  
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。  
取り扱い後はよく手を洗うこと。  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
環境への放出を避けること。

- 対応: 火災の場合には、消火に粉末／炭酸ガス／泡消火器を使用すること。  
 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。  
 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 皮膚に付着した場合:多量の水と石けんで洗うこと。  
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。  
 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。  
 下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。  
 眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。  
 漏出物を回収すること。
- 保管: 容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。  
 凍結(3℃以下)や高温(40℃以上)は避け、屋内で保管すること。
- 廃棄: 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
酢酸ブチル	(2)-731	123-86-4	50～60
メルカプトプロピルトリメキシシラン	(2)-2045	4420-74-0	1～10
キシレン	(3)-3	1330-20-7	2.7
エチルベンゼン	(3)-28	100-41-4	2.1
ヘキサメチレン-1,6-ジイソシアネート	(2)-2863	822-06-0	1 未満
2,4-トルエンジイソシアネート	(3)-2214	584-84-9	0.1～1.0

4. 応急処置

- 目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。  
 皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤: 耐アルコール泡。  
 使ってはならない消火剤: 棒状水は使用しない; 火炎を拡散し拡大する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項: 保護具及び緊急時措置:直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。  
 作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。
- 環境に対する注意事項: 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。  
 大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。
- 回収・中和: 土砂等(の不燃物)で囲みビニールシート等でおおい、蒸気の発生を抑えながら回収する。
- 封じ込み及び浄化の方法: 拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は、ウェス等を使用して

機材： 空容器に回収する。  
 二次災害の防止策： 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、火災の発生を防ぐ。  
 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。  
 関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い： 技術的対策： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。  
 局所排気・全体換気： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。  
 安全な取り扱い注意事項： 周辺で火気の使用、発生のないこと。  
 使用前にショーボンドマテリアルホームページ「樹脂製品の取り扱いについて」「樹脂製品を安全にご利用いただくために」を必ず参照すること。  
 ホームページアドレス：<https://www.sb-material.co.jp/resin/download.html>  
 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 接触、吸入又は飲み込まないこと。  
 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。  
 屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。  
 取扱い後は、よく手を洗うこと。  
 「10.安定性及び反応性」を参照。  
 接触回避： 「10.安定性及び反応性」を参照。  
 保管： 技術的対策： 保管場所には、危険物を貯蔵し取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。  
 保管条件： 日光の直射を避けて保管する。  
 火気、熱源から離して保管する。  
 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。  
 施錠して保管すること。  
 混色禁止物質： 「10. 安定性及び反応性」を参照。  
 容器包装材料： 金属製で密閉可能な容器。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度 (ACGIH) 参照先：<https://www.acgih.org/>

化学名	タイプ	暴露限界値	規制法規等
酢酸ブチル	TLV	150 ppm	安衛法：作業環境評価基準、改訂された場合はその改訂版 (10 2013)
	TWA	100 ppm 475 mg/m <sup>3</sup>	日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告 (05 2014)
キシレン	TLV	50 ppm	安衛法：作業環境評価基準、改訂された場合はその改訂版 (10 2013)
	TWA	50 ppm 217 mg/m <sup>3</sup>	日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告 (05 2014)
エチルベンゼン	TLV	20 ppm	安衛法：作業環境評価基準、改訂された場合はその改訂版 (10 2013)
	TWA	20 ppm 87 mg/m <sup>3</sup>	日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告 (05 2021)
ヘキサメチレン-1,6-ジオシアネート	TWA	0.005 ppm 0.034 mg/m <sup>3</sup>	日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告 (05 2014)
2,4-トルエンジイソシアネート	TLV	0.005 ppm	安衛法：作業環境評価基準、改訂された場合はその改訂版 (04 2020)
	CEILING	0.02 ppm 0.14 mg/m <sup>3</sup>	日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告 (09 2022)
	TWA	0.005 ppm 0.035 mg/m <sup>3</sup>	日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告 (09 2022)

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
酢酸ブチル	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定
エチルベンゼン	未設定	未設定
ヘキサメチレン-1,6-ジイソシアネート	未設定	未設定
2,4-トルエンジイソシアネート	未設定	未設定

設備対策： 換気の悪い場所では局所排気装置等の排気のための装置を設置する。  
電気機器は防爆構造とする。  
取扱い場所の近くには、洗顔、身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具： 有機ガス用防毒マスク 送気マスク  
手の保護具： 不浸透性の保護手袋  
目の保護具： 保護メガネ  
皮膚及び身体の保護具： 不浸透性の作業衣および保護具を着用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的状態、形状等： 液体  
色： 淡黄色  
臭い： 芳香族  
臭いのしきい(閾)値： データなし  
融点／凝固点： データなし  
沸点,初留点及び沸騰範囲： 120℃  
可燃性： データなし  
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界： データなし  
引火点： 27℃  
自然発火温度： データなし  
分解温度： データなし  
pH： データなし  
SADT： データなし  
粘度： 20mPa・s(23℃)  
動粘性率： データなし  
溶解度： データなし  
n-オクタノール／水分配係数(log値)： データなし  
蒸気圧： データなし  
密度及び／又は相対密度： 1.00g/cm<sup>3</sup>(23℃)  
相対ガス密度： データなし  
蒸発速度： (酢酸ブチル=1)

10. 安定性および反応性

反応性： データなし  
化学的安定性： データなし  
危険有害反応可能性： データなし  
避けるべき条件： データなし  
混触危険物質： 酸類。塩基。  
危険有害な分解生成物： データなし

11. 有害性情報

急性毒性： 経口： 混合物の急性毒性推定値: 10,495.38 mg/kg  
経皮： 混合物の急性毒性推定値 40,427.8 mg/kg  
吸入(蒸気)： 蒸気: 混合物の急性毒性推定値 230.44 mg/l  
皮膚腐食性／刺激性： データなし

眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性:	データなし
呼吸器感作性:	データなし
皮膚感作性:	データなし
生殖細胞変異原性:	データなし
発がん性:	データなし
生殖毒性:	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく 露):	データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく 露):	データなし
誤えん有害性:	データなし

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性):	魚類 データなし 水生無脊椎動物 データなし 水生植物毒性 データなし 微生物に対する毒性 データなし
水生環境有害性 長期(慢性):	魚類 データなし 水生無脊椎動物 データなし 水生植物毒性 データなし
残留性・分解性:	データなし
生体蓄積性:	データなし
土壤中の移動性:	データなし
オゾン層への有害性:	規制されない
その他の情報:	データなし

1 3. 廃棄上の注意

塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産廃物処理業者と契約して処理する。  
 容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。  
 排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び関係する法規に従って処理するか業者に委託する。  
 廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。または焼却炉の火室への噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。  
 特定管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。  
 塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、廃棄にはこの法規に準じて行う。  
 環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。  
 容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。  
 海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。  
 航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。  
 国連分類：クラス 3  
 国連番号：1 9 9 3

15. 適用法令

<p>化審法:</p>	<p>優先評価化学物質 キシレン エチルベンゼン</p>
<p>労働安全衛生法:</p>	<p>監視化学物質:規制されない 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) 酢酸ブチル(政令番号 181) キシレン(政令番号 136) エチルベンゼン(政令番号 70) ヘキサメチレンジイソシアネート(政令番号 519) トルエンジイソシアネート(政令番号 405) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 酢酸 n-ブチル(政令番号 181) キシレン(政令番号 136) エチルベンゼン(政令番号 70) がん原性物質(安衛則第 577 条の 2 第 3 項)作業記録等の 30 年保存対象物質:規制されない 有機則 第二種有機溶剤 酢酸ノルマルーブチル キシレン</p>
<p>毒物及び劇物取締法: 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法):</p>	<p>特化則 第一種特定化学物質:規制されない 第二種特定化学物質 エチルベンゼン 第三種特定化学物質:規制されない 非該当 特定第一種指定化学物質:規制されない 第一種指定化学物質 キシレン(2.7%) エチルベンゼン(2.1%) 第二種指定化学物質:規制されない</p>
<p>消防法:</p>	<p>第4類第2石油類(非水溶性) 危険等級Ⅲ</p>

16. その他の情報

注意事項：本データは、工業的な一般的取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものです。必ずしも充分とはいえないので取扱いには充分注意して下さい。  
 新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。  
 本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場の表示及び安全データシート (SDS) : J I S Z 7 2 5 3 : 2 0 1 9)
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月 (社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料/製品メーカー SDS